

第3号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年1月16日

東大和市長 尾崎 保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件 名	損 害 賠 償 額	相 手 方
工作物物損事故による損害賠償	129,600円	